

福島市議会議員の災害対応行動マニュアル

最近改正 平成29年3月1日議長決裁

1 大規模災害が発生したとき

- 議員は、自身の安否を議会事務局へ連絡し、連絡体制を確立するものとする。
※議会事務局は、議員の安否を議長に連絡する。

大規模災害の判断基準

- (1) 全議員が議会事務局に安否を連絡しなければならない場合
 - ①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
 - ②火山活動が活発化し、大規模な噴火が発生又はその恐れがあり、避難指示等が発令されたとき。
 - ③放射性物質が拡散し避難が予想されるとき。
- (2) 被災地区の議員が議会事務局に安否を連絡しなければならない場合
 - ①大雨、洪水、暴風等により災害が発生又はその恐れがあり、避難指示等が発令されたとき。
 - ②大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生し、避難指示等が発令されたとき。

2 【初動期】（災害発生時から概ね24時間が経過するまで）

●議員の対応

- (1) 災害発生時、議員は自身の安否を自ら議会事務局へ連絡するとともに、常に居場所又は連絡場所を明らかにし、連絡体制を確立する。
優先順位は次のとおりとする。
 - ①電話回線が使用可能であれば、電話により連絡する。
 - ②電話が繋がりにくく使用不可能であれば、メール等により連絡する。
 - ③最寄の支所（災害時優先電話、防災行政無線、衛星携帯電話が配備）から連絡する。
 - ④前記が不可能であれば災害用伝言ダイヤル（171）に録音する。

安否連絡方法…議員個人から次の手段により議会事務局あて連絡をする。

1 電話	024-525-3775（議会事務局総務課）
2 FAX	024-534-2520（議会事務局）
3 E-mail	gi-soumu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

- (2) 議員は自身の安全確保のため、自身の避難を優先させることを前提として地域の被災者の安全確保、避難誘導に地域の一員として協力をする。

3 【初動期経過後】（議会が通常の機能を回復するまで）

●議員の対応

- (1) 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。

(2) 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議長（災害対策会議）に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援などの共助の取組みが円滑に行われるよう協力する。

(3) 議員は、市民に対し、知り得た正確な災害情報を積極的に提供する。

4 議会事務局が議員から聞き取りする項目

(1) 安否の確認と現在の状況確認

(2) 現在の居場所

(3) 自宅の固定電話、ファックスの使用可・使用不可

(4) 携帯電話の使用可・使用不可

(5) 自宅以外で書類等を受け取る場合のファックス番号

5 議員への情報伝達方法

災害対策会議から議員への情報伝達方法の優先順位は次のとおりとする。

(1) ファックスにより伝達する。

(2) 電話により伝達する。

(3) メールにより伝達する。

(4) 最寄の支所、学習センターへ直接取りに行く。

6 議員から災害対策会議への情報の伝達

議員からの情報のうち、以下の事項に該当するものは、災害対策会議に一本化し、議会として取りまとめるものとする。

(1) 被災地域における復旧工事等の要望に関すること。

(2) 各避難所における運営方法等の要望に関すること。

(3) 国、県に対する緊急要望の取りまとめに関すること。

(4) その他、議長が必要と判断した事項。

ただし、以下の例示のように特に緊急性がある場合には、議員が直接、災害対策現地本部である支所（中央地区は災害対策本部）へ連絡するものとする。

(例示) { ①土砂崩れ等により救助が必要なとき。
②道路が陥没し事故等の恐れがあるため、緊急的に工事が必要なとき。
③避難所で食料等の物資が不足しているとき。
④道路等のひび割れや陥没などの情報提供が必要なとき。……………等

7 参集又は活動時の留意事項

(1) 服装・携帯品

防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ及び筆記用具等をできる限り携帯するとともに、個人用として食料や飲料水も携帯する。

(2) 交通手段

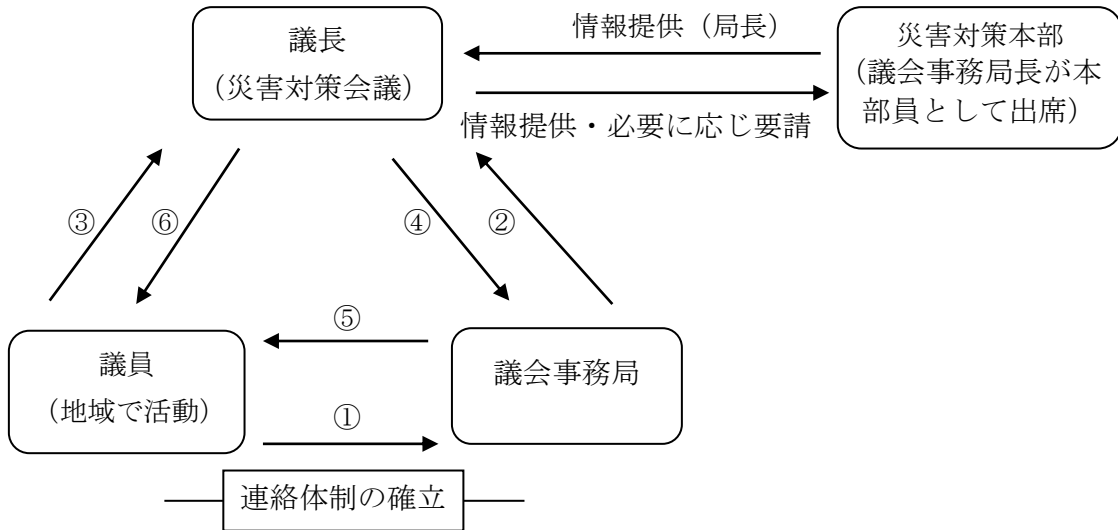
道路事情により、自動車が使用できないことも予想されることから、その場合は、徒歩、自転車又はバイク等を利用する。

(3) 緊急措置

火災又は人身事故等緊急事態に遭遇した時は、人命救助を最優先に適切な措置をとる。

8 このマニュアルは、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

災害対策会議が設置された場合の対応 (イメージ図)



- ①安否情報を事務局へ連絡
- ②議長へ安否情報を報告
- ③必要に応じ議長へ要請事項等を連絡
- ④議員への災害情報提供の指示
- ⑤議員への災害情報の提供
- ⑥議長から指示があれば登庁

経過 平成 26 年 3 月 27 日議長決裁 平成 26 年 4 月 1 日施行
平成 29 年 3 月 1 日議長決裁 平成 29 年 3 月 1 日施行